

平成 27 年 1 月 1 日以降入札公告する工事から適用

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項

総合評価方式(建設工事)の技術資料の審査(以下「技術審査」という。)の方法は、次のとおりとする。

1. 提出が必要な資料と技術審査の対象(詳細は具体事例参照)

(1) 提出が必要な資料

企業は、入札情報サービス(PPI)から【エクセル形式】の電子ファイルをダウンロードし、作成したデータを【PDF形式】に変換した電子ファイルを総合評価技術資料(以下「**技術資料**」という。)として提出しなければならない。これに合わせ技術資料の評価対象の内容を確認するため発注者が求めた資料(以下「**添付資料**」という。)を【PDF形式】の電子ファイルで提出しなければならない。

また、技術資料提出にあたり作成した【エクセル形式】の電子ファイル(以下「**参考資料**」という。)の提出に協力すること。

(2) 提出が不要な資料

実績が無いなど加算対象外の技術資料は、提出しなくてよい。

- ① 資格確認資料 [PDF]
- ② (技術) + (添付) 資料 [PDF]
- ③ 参考資料 [エクセル]

(3) 技術審査の対象

発注者は、**技術資料**及び**添付資料**に記載された内容について**技術審査**する。そのため、企業は、提出書類に記載漏れ、添付漏れ、文字切れ等の不備がないか必ず確認すること。

2. 入札の無効(詳細は具体事例参照)

次に該当する場合、入札の無効とする。

(1) 技術資料表紙の提出がない等

入札公告に記載する技術資料のうち「**技術資料表紙**」に「**住所**」、「**商号又は名称**」、「**代表者氏名**」の**記載がない**もの若しくは**記載に誤り**があるもの、又は「**技術資料表紙**」が期日までに**提出がない**場合。

(2) 虚偽の申請

虚偽の申請を行った場合。なお、不正又は不誠実な行為と認められるときは、指名停止の措置を行う場合がある。

(3) 他工事の内容で技術資料を提出

「**技術資料表紙**」の**工事名欄**に**他工事名**が記載されているもの。

3. 評価対象外とする事項(詳細は具体事例参照)

次に該当する事項は、評価しない。

(1) 技術資料の提出がない(技術資料表紙以外)

入札公告に記載する**技術資料**のうち、「**技術資料表紙**」以外で**提出がない**ものがあった場合、その該当箇所。

(2) 添付資料の提出がない

添付資料の提出がない場合、その該当箇所。ただし、発注者収受印欄に押印した技術資料の写し（以下「押印済資料」という。）で技術資料を提出する場合など、発注者が添付資料の提出を不要と認めたものは除く。

(3) 評価基準と合致しない

技術資料及び添付資料が評価基準と合致しないなど不十分な場合、その該当箇所。

(4) 評価基準との整合が確認できない

添付資料の不足又は原本を必要以上に抜粋し提出するなどにより評価基準との整合が確認できない場合、その該当箇所。

(5) 発注者が求めた条件と異なる

添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる場合、その該当箇所。

(6) 記載内容が異なる

技術資料と添付資料の記載内容が異なると発注者が判断した場合（誤字、脱字、転記の誤り等の軽微なものは除く。）、その該当箇所。

(7) 記載漏れ

技術資料の記載漏れの場合、その該当箇所。

(8) 判読できない

技術資料、添付資料の文字や数字が判読できない場合、その該当箇所。

ここで判読できないとは、A4サイズで紙出力した際に文字や数字が小さい、潰れているなど、技術審査に必要な箇所が判読できないと発注者が判断した場合である。（技術資料で記入が必要な事項、実績等を確認する上で必要な情報が記載されている箇所を対象範囲とする。）

(9) ファイル形式が異なる

添付資料が入札公告で指定されたファイル形式（通常は PDF形式）と異なる場合、その該当箇所

4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合（詳細は具体事例参照）

(1) 工事成績評定点に関する評価

- ① 発注者保有資料の内容と照合し、企業提出書類に誤りがあると判断したときは、発注者保有資料で評価する。
- ② 発注者保有資料の内容と照合し、発注者保有資料に誤りがあると判断したときは、企業提出書類で評価する。

(2) 工事成績評定点以外(※)の評価

- ① 発注者保有資料の内容と照合し、過小申請と判断した場合であっても企業提出書類のみ評価対象とし技術審査する。この場合、収受印対象項目であっても押印は行わない。
- ② 発注者保有資料の内容と照合し、企業提出書類に誤りがあると判断したとき、その該当箇所は評価しない。

- ③発注者保有資料の内容と照合し、発注者保有資料に誤りがあると判断したときは、企業提出書類で評価する。

※工事成績評定点以外の発注者保有資料

- ・防災協定（若しくは家畜伝染病防疫協定）の締結実績
- ・県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績（島根県が発注した業務に限る）
- ・県管理道路除雪業務の契約実績
- ・ハートフルしまねの参加実績
- ・優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の実績（国土交通省中国地方整備局、島根県が表彰した工事）
- ・優秀建設技術者表彰（国土交通省中国地方整備局、島根県が表彰した工事）

5. 追加資料の提出を求める場合（詳細は具体事例参照）

- (1) 発注者は、提出書類では適正に審査ができないと判断した場合、特例として技術資料様式-1に記載された問合せ先に電話、FAX等により追加資料の提出を求めることとする。

企業は、追加資料の提出を求められた場合は、その日から起算して2日（島根県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に持参、FAX、又はメールにより提出すること（ただし、FAXの着信確認をしなかった場合は不可）。

なお、追加資料の再提出は受け付けない。

- (2) 発注者が追加資料を求めたにもかかわらず資料の提出がなかった場合、その該当箇所は評価しない。

6. 上記1から5以外の場合

- (1) 申請内容を確認し、実績等が確認できたものを評価する。
- (2) その他の事例は、上記1から5を参考に個別に判断するものとする。

技術資料の作成提出等に関する Q&A

Q1 ○○工事の入札に参加したいが、作成した技術資料と添付資料に間違いがないか事前に確認してもらえますか。

また、提出すべき資料が分からない、入札説明書等の記載内容に疑問がある場合は、どうすればよいですか。

A1 個別工事案件の資料は事前確認しません。

入札公告、入札説明書、総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項に記載されている事項や、制度や要綱などに関する一般的な質問であれば、電話や口頭で説明します。個別に回答することで、公平性が保たれないものや電話や口頭による回答では誤解を招くおそれがあるものは、PPIで質問を受け回答します。

<電話や口頭で回答する例>

（例1）質問：技術資料は【エクセル形式】の電子ファイルを提出すればよいですか。

回答：技術資料は【PDF形式】の電子ファイルで提出が必要です。発注者が審査する上で【エクセル形式】の電子ファイルも使用しますので、提出にご協力お願いします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「1. 提出が必要な資料と技術審査の対象」をご覧ください。

（例2）質問：押印済資料（前回提出した技術資料の発注者收受印欄に押印したものの写し）で提出したい評価項目がある場合、どうすればよいですか。

回答：提出したい評価項目について、新たに技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出してください。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「3. 評価対象外とする事項の（2）」をご覧ください。

（例3）質問：会社に同種工事の施工実績はありますが、発注者が求めている必要書類が揃わない場合、どうすればよいですか。

回答：施工実績対象工事の発注者に実績証明書を申請してください。

※申請者の提出資料及び発注者の保有資料で施工実績が確認できない場合は、実績証明書を発行しません。

<PPIで回答する例>

（例1）質問：技術資料で発注者は確認資料として「○○○○」提出を求めています、「○○○○」の資料は準備できません。「△△△△」の資料でも実績が確認できるため、「△△△△」の資料でもよいですか。

※個別に回答した場合、他の入札参加者との公平性が保たれませんので、PPIで回答します。

(例2) 質問：評価基準は、「〇〇〇〇」となっていますが、「△△△△」という意味で間違いないですか。

※質問の「△△△△」の意味がはっきり分からず、電話で回答すると誤解を招く恐れがある場合は、PPI で回答します。

- Q2 企業提出書類の実績に誤りがあることが発注者保有資料で確認された場合、工事成績評定点は発注者保有資料の正しい内容で評価されるが、工事成績評定点以外の評価項目は評価されないのはなぜですか。
- A2 提出書類の内容を審査するのが原則です。ただし、工事成績評定点は平均点で評価するため、1件でも内容に誤りがあれば正しく評価できず、他の評価項目と比べて慎重な審査が必要です。これまで企業提出資料に誤りがあるケースが多いことと、発注者保有資料に誤りがあるケースも確認されていますので、誤審査を防ぐためにも例外としお互いの資料の内容を照合し、正しい資料で評価します。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合」に関する事項。

- Q3 技術資料の一部に記載漏れがあっても、添付資料で実績が確認できれば評価可能ではないですか。
- A3 記入が必要な項目は、実績等を確認及び審査するために必要最低限のものと考えています。審査担当者が記載もれの内容を添付資料から補足確認することを認めた場合、審査の公平性が保たれないことと、添付資料のみでは実績があることを判断できない恐れがあることから、記載漏れは認めないこととします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「3. 評価対象外とする事項の（7）」に関する事項。

- Q4 総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項で提出書類の添付漏れがあった場合は、その該当箇所は評価しないのであれば、追加資料の提出を求める場合が定められているのはおかしくないですか。
- A4 原則、発注者から追加資料を求めることはありません。ただし、具体事例に記載する事例では、追加資料の提出を求めない場合、審査の公平性が保たれないと判断し、特例として追加資料の提出を求めます。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「5. 追加資料の提出を求める場合」に関する事項。

- Q5 「企業の同種工事の施工実績」の評価項目で、入札説明書に「工事成績評定点が6.5点未満の工事は実績として認めない」と記載がありますが、会社に工事成績評定対象外工事の施工実績がある場合、工事成績評定点に関する資料は何を提出すればよいですか。

- A5 技術資料の「工事成績評定点」欄に「成績評価対象外」である旨を記載してください。島根県発注工事の場合、工事成績評定点に関する資料の提出は不要です。
島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しの提出が必要ですので、注意して下さい。

※技術資料様式の記載事項（H27.1.1以降、追記）。

- Q6 「企業の同種工事の施工実績」と「配置技術者の同種工事の施工経験」について同じ工事で提出する場合、提出書類を兼用し1部の提出でもよいですか。
- A6 提出書類を兼用し1部の提出でも構いません。その場合、該当評価項目の技術資料の左上の余白に分かりやすく「〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する」など記載するようお願いします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項（具体事例）」の「3. 評価対象外とする事項の（2）」をご覧ください。

- Q7 「競争参加資格の配置技術者資格確認資料」と「配置予定技術者の資格」の評価について、資格条件が同じであるため、提出書類を兼用し1部の提出でもよいですか。
- A7 提出書類を兼用し1部の提出でも構いませんが、発注者側の競争参加資格と技術資料の審査担当者は異なることから、資料の所在確認など審査に負担が発生するため好ましくありません。できるだけ競争参加資格と技術資料の両方に同じ資料を添付して提出をお願いします。
また、A6の回答と同様に資料の左上の余白に分かりやすく「〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する」など記載をお願いします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項（具体事例）」の「3. 評価対象外とする事項の（2）」をご覧ください。

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(具体事例)




具体事例について

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(以下「統一事項」という。)の「1. 提出が必要な資料と技術審査の対象」、「2. 入札の無効」、「3. 評価対象外とする事項」、「4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合」、「5. 追加資料の提出を求める場合」の具体事例について一例を掲載する。

1. 提出が必要な資料と技術審査の対象の具体事例

(1)、(3)提出が必要な資料と技術審査の対象

①提出が必要な資料と技術審査の対象は、以下のとおりである。

資料の種類	資料の説明	提出がない場合等の取扱い	備考
<p><技術資料></p>  <p>(提出:必須)</p> <p>【技術審査の対象】</p>	<p>入札公告「提出する書類」で指定した全ての資料</p>	<p>(1)「技術資料表紙」の提出がない等の場合、「入札の無効」</p> <p>(2)下記の場合、該当箇所は評価しない</p> <p>①「技術資料表紙」以外で提出がない技術資料がある</p> <p>②評価基準と合致しない</p> <p>③技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>④記載漏れ</p> <p>⑤判読できない</p>	<p>(1)について 統一事項の2.(1)に該当</p> <p>(2)について</p> <p>①統一事項の3.(1)に該当</p> <p>②統一事項の3.(3)に該当</p> <p>③統一事項の3.(6)に該当</p> <p>④統一事項の3.(7)に該当</p> <p>⑤統一事項の3.(8)に該当</p>
<p><添付資料></p>  <p>(提出:必須) 発注者が求めたもの</p> <p>【技術審査の対象】</p>	<p>入札説明書又は技術資料で、評価対象の内容を確認するため発注者が求めた資料</p>	<p>下記の場合、該当箇所は評価しない</p> <p>①提出がない</p> <p>②評価基準と合致しない</p> <p>③資料の不足等により評価基準との整合が確認できない</p> <p>④発注者が求めた条件と異なる</p> <p>⑤技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>⑥判読できない</p> <p>⑦ファイル形式が異なる</p>	<p>①統一事項の3.(2)に該当</p> <p>②統一事項の3.(3)に該当</p> <p>③統一事項の3.(4)に該当</p> <p>④統一事項の3.(5)に該当</p> <p>⑤統一事項の3.(6)に該当</p> <p>⑥統一事項の3.(8)に該当</p> <p>⑦統一事項の3.(9)に該当</p>
<p><参考資料></p>  <p>(提出:協力)</p> <p>【技術審査の対象外】</p>	<p>技術資料提出にあたり作成したエクセルファイル</p>	<p>提出がない場合、発注者から提出を依頼することがあるので、協力すること。</p>	<p>統一事項の1.(1)に該当</p>

(2) 提出が不要な資料

① 実績が無いなど加算対象外の技術資料は、提出しなくてよい。

(例：企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の技術資料）

(様式-5)
評価項目(2)-③
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象となる年度・機関等:
島根県内の公共工事において、平成17年度から平成26年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

表彰者の区分	表彰者の区分を選択
受賞年度	受賞年度に変更
工事名の区分	
工事名	

(1) 表彰状等の写しを添付すること。... (2) 優良工事県事務所長表彰は、平成19年度以降の... (3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの... (4) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記... (5) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての... (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料の提出は、不要
【重要】
エクセルファイルのシートは、
絶対に削除しないで下さい。

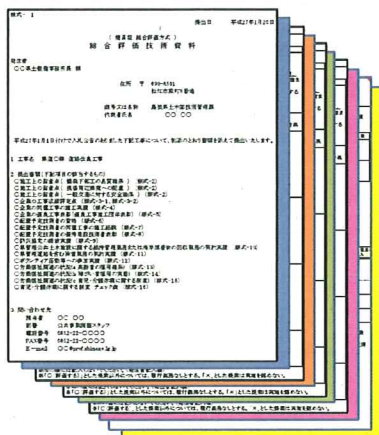
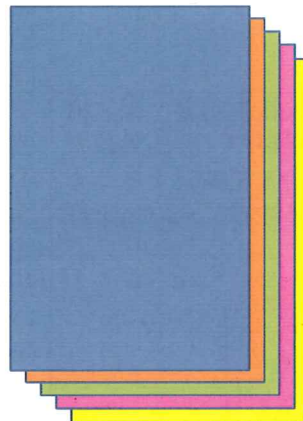
「対象なし」など
記載不要

✖ 技術資料提出時のお願い

技術資料は、発注者が評価項目毎に審査しやすいよう、技術資料と添付資料をできる限り1つのPDFファイルに統合するとともに、各技術資料の後に関連する添付資料を挿入し提出するようお願いする。

技術資料

添付資料





・1つのPDFファイルに統合
・各技術資料の後に関連する
添付資料を挿入


2. 入札の無効の具体事例


次に該当する場合、入札の無効とする。

(1) 技術資料表紙の提出がない等

- ①入札公告「提出する書類」で指定した技術資料の「**技術資料表紙**」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の記載がないもの若しくは記載に誤りがあるもの、又は「技術資料表紙」が期日までに提出がない場合。


技術資料の内容	ア 技術資料表紙 (様式-1)	 
	イ 企業の工事成績評定点 (様式-2)	
	ウ 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)	
	エ 企業の優良工事表彰 (優良工事施工団体表彰) (様式-4)	
	オ 配置予定技術者の資格 (様式-5)	
	カ 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)	
	キ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)	
	ク 防災協定の締結実績 (様式-8)	
	ケ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績 (様式-9)	
	コ 県管理道路除雪業務の契約実績 (様式-10)	
	サ ボランティア活動等への参加実績 (様式-11)	

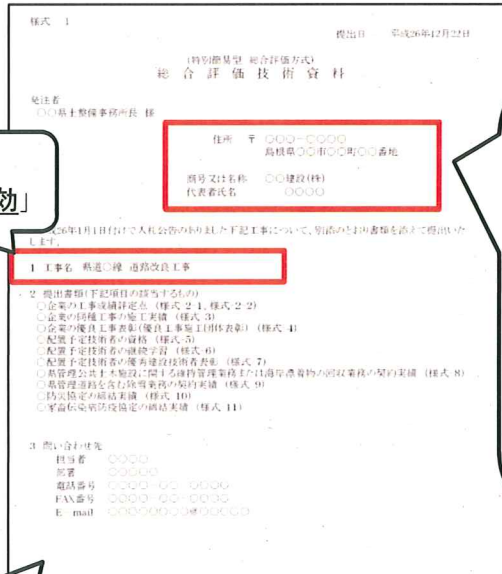
 工事名が違う
⇒ 「入札の無効」

 「住所」、「商号又は名称」、「代表者名」が未記載又は記載の誤り (※)
⇒ 「入札の無効」

(※)以下の場合は、入札の無効としない

- ・「商号又は名称」欄で株式会社、有限会社などを略称で(株)、(有)と記載
- ・「商号又は名称」欄で支店名等を省略
- ・旧字体と新字体の違い

 「技術資料表紙」が未提出
⇒ 「入札の無効」



(2) 虚偽の申請

- ①添付資料を偽造し存在しない実績や他社の実績で申請したもの。

(3) 他工事の内容で技術資料を提出

- ①「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されているもの。

3. 評価対象外とする事項の具体事例

次に該当する事項は、評価しない。

(1) 技術資料の提出がない(技術資料表紙以外)

①入札公告「提出する書類」に記載する技術資料のうち、「技術資料表紙」以外で提出がないものがあつた場合、その該当箇所。

(例) 労働福祉関連の状況

<評価対象>
~~高齢者の雇用確保~~
 a 障がい者雇用の実態
 b 育児・介護休業に関する制度
 <評価基準>
~~◆a~cすべて該当する者は2点~~
~~◆a~cのうち2つまたは1つ該当する者は1点~~
~~◆いずれにも該当しない者は0点~~

<申請状況>
~~a. 高齢者の雇用確保：提出あり~~
 a 障がい者雇用の実態：提出あり
 b 育児・介護休業に関する制度：未提出



<技術審査の対象>
~~a と b の申請内容について技術審査~~

(2) 添付資料の提出がない

①入札説明書又は技術資料で「〇〇を添付すること」と記載されているにもかかわらず資料の提出がない場合、その該当箇所。

(例) 企業の同種工事の施工実績
 施工実績の表に記載した内容全てが確認できる資料を組み合わせ提出が必要

提出が必要な書類の一例

- ・コリンズの登録内容確認書(竣工登録)の写し+工事成績評定通知書の写し
- ・最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表+工事内訳表)+当初、変更を含む契約書全ての写し+竣工検査済証の写し+工事成績評定通知書の写し

※上記は、一例です。個別工事の同種工事の施工実績の内容により提出書類が異なる可能性がありますので、必ず個別工事毎に必要な書類を確認の上、提出して下さい。

評価項目(2)-①		企業の同種工事の施工実績	
企業(企業体)名: 鳥取県土木部技術管理課			
対象期間・対象期間等: 平成16年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した鳥取県発注工事			
同種工事の定義: (附) 杭基礎を有する高さ5m以上の橋脚下部工を含む完成及び引き渡し完了した工事			
工事内容	竣工実績①		竣工実績②
	工事名	A工事	B工事
工事名称等	(コリンズ登録番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇2
	発注機関名	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所
	施工場所	松江市〇〇町	松江市△△町
	積算金額(概計・税込)	84,000,000円	63,000,000円
	工期	平成22年10月20日 平成23年3月25日	平成22年22月1日 平成22年22月2日
工事概要	発注形態	単体	単体
	特別指定の理由(企業体)	×	×
	以下、工事概要等(基本事項)の施工仕様	H=5m	H=5m
形式	鋼管杭 φ600mm	鋼管杭 φ600mm	
工事成績評定点	77	80	

B 工事
 必要書類に不足あり
 ⇒ 「評価しない」



A 工事
 必要書類全て添付
 ⇒ 「評価する」



②添付資料の兼用を認める場合

次に該当しそれぞれの評価基準や審査基準と整合が確認できる場合、添付資料の兼用を認める。

- ・「企業の同種工事の施工実績」と「配置技術者の同種工事の施工経験」について、**同じ工事で提出**。
- ・「競争参加資格の配置技術者資格確認資料」と「配置予定技術者の資格」の評価について、**資格条件が同じ**。ただし、兼用による提出は、発注者側の競争参加資格と技術資料の審査担当者は異なることから、資料の所在確認など審査に負担が発生するため**好ましくない**。

なお、添付資料を兼用する場合は、該当評価項目の技術資料の左上の余白に分かりやすく「**〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する**」など記載するようお願いする。

③押印済資料で技術資料を提出する場合の取扱い（添付資料不要）

押印済資料は、発注者が添付資料の提出を不要と認めているので、**押印済資料に記載された内容で評価する**。

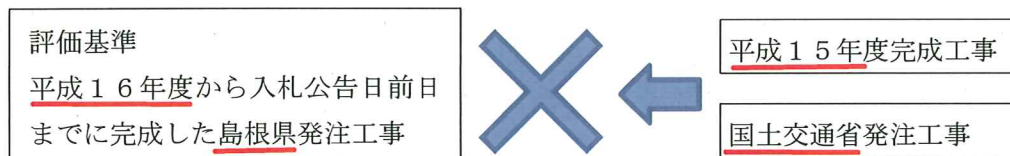
押印済資料
⇒ 添付資料の提出不要

今後、〇〇事務所（局）が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

收受

(3) 技術資料及び添付資料が評価基準と合致しない(事例)

①企業の同種工事の施工実績の評価基準が、「平成16年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注工事」の場合で、平成15年度に完成した工事の施工実績や国土交通省が発注した工事の実績で申請があったときは、その該当箇所。



※「企業の同種工事の施工実績」や「配置予定技術者の同種工事の施工経験」の評価基準は、入札案件毎に異なるので、その都度入札説明書で内容の確認が必要

- ②企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の評価基準が、「島根県内の公共工事において、○年度から○年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）」の場合で、下請企業表彰の実績で申請があったときは、その該当箇所。




- ③労働福祉関連（高年齢者の雇用確保、育児・介護休業に関する制度）の評価基準で求める内容が、就業規則の文面で明確に読み取れない場合、その当該箇所。

（例）高年齢者の雇用確保

評価基準 ・定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている ・ <u>満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある</u> ・定年の定めがない
--

就業規則 (定年、退職及び解雇) 第〇条 労働者の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、 <u>満65歳までこれを継続雇用</u> する。
--

いつ時点まで実際に雇用するか不明確である 満65歳の誕生日前日（法定どおりで評価対象外） or 満65歳に達した日の属する月の末日等（法定を超える取り組みで評価対象）	
---	---

<適切な提出方法>

工事名等の総括情報が確認可能

表紙を含め全て添付

最終ページ（工事費計が記載）まで添付

対象箇所を枠線で囲うなど分かりやすく！

<最終の見積参考資料であることの確認>

見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）のみでは、実際の設計変更回数を確認できないため、最終の見積参考資料であるか判断できない。そのため、竣工検査済証（もしくは項目別評定点表）の写しと当初、変更を含む契約書全ての写しにより設計変更回数を確認する。

【見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）】

工事名と設計変更回数を確認

「変更回数」欄：「2」

変更設計回数を確認したい

【竣工検査済証】

最終契約金額 48,300 千円

工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

工期と最終契約金額を照合 ⇒ 契約変更回数を確認

変更設計回数 2 回 = 「契約変更回数 3 回」 - 「工期のみの変更契約回数 1 回」

【契約書】

当初契約

当初契約 42,000 千円
工期 H24.5.1 ~ H24.9.30

第 1 回変更契約

増額変更 4,200 千円
工期 H24.5.1 ~ H24.11.30

第 2 回変更契約

工期のみ変更
工期 H24.5.1 ~ H25.12.20

第 3 回変更契約

契約変更回数：3 回

増額変更 2,100 千円
工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

最終契約金額：42,000+4,200+2,100=48,300 千円

(5) 添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる

- ① 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写しの添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、当初の「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写しが添付されていた場合、その該当箇所。
- ② 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの①「工事カルテ」又は②「登録内容確認書」の写しの添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、コリンズ・テクリスのシステムにおける工事实績データ確認表示画面を印刷したものなど発注者が指定した上記①、②以外の資料が添付されていた場合、その該当箇所。

「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し（いずれも竣工登録に限る。）のみ添付資料として有効

①(竣工登録時の工事カルテ)

②(竣工登録時の登録内容確認書)

竣工登録に限る

工事カルテ	
1 受注登録	
2 竣工登録	
3 契約内容	
4 登録内容	
5 工事概要	
6 見積・支払状況	
7 請負内容(別添)	
8 工事	
9 見積内容	
10 契約内容	
11 請負内容	
12 関係会社	
13 関係会社	
14 工事の区分	
15 工事の業種	
16 工事種別	

竣工登録に限る

工事カルテを提出する際は、「竣工登録工事カルテ受領書」の写しの添付もお願いします。

- ③配置予定技術者の資格の申請にあたり、資格を確認できる資料として資格者証の写しの提出があったが、資格の更新期限が過ぎており、入札公告日前日時点での資格の保有が確認できなかつた場合、その該当箇所。(競争参加資格条件に該当する場合、当該配置技術者の申請は無効と取扱う。)

氏名 ○○ ○○資格者証 交付番号 <u>平成25年5月30日</u> まで有効	生年月日
---	------

有効期限切れ
⇒ 「評価しない」

更新が必要な主な資格

- ・ 1級舗装施工管理技術者
- ・ のり面施工管理技術者
- ・ プレストレスコンクリート技士
- ・ グラウンドアンカー施工士

- ④労働福祉関連の状況（高年齢者の雇用確保）の評価項目で、就業規則等は「原本と相異なることを代表者名で証明すること(押印のこと)」を条件としているが、「原本と相異ありません」等の記載がない、代表者名で証明がない又は押印がない場合、その該当箇所。

・・・について、原本と相異ありません。
代表者 ○○ ○○

「原本と相異ありません」等の記載がない
⇒ 「評価しない」

押印なし
⇒ 「評価しない」

- ⑤施工上の留意点について、入札説明書で「提案の根拠となる箇所をアンダーライン等で明示すること。この処理をせずにカタログ等を添付する等、不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。」ことを明記してあるにもかかわらず、アンダーライン等で明示がない添付資料。